⑷　権利の変更及び弁済

ア　各有価証券が売却されたときは、売却の都度、売却代金全額の入金後１ヶ月以内（ただし、管財人が、更生計画認可決定前に、各有価証券にかかる更生担保権者の同意及び裁判所の許可を得て、担保権を抹消したうえで各有価証券を売却し、その売却代金のうち実質売却価額について当該更生担保権者のために預金質権を設定していた場合には、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内）に、下記イ又はウに従って権利の変更及び弁済を行う。

イ　各有価証券の実質売却価額が当該有価証券を目的とする全ての担保権にかかる別表８－２「存続する担保権一覧表（有価証券を目的とする担保権）」の「新しい債権額」欄記載の金額の合計額を上回る場合

㋐　当該有価証券を目的とする担保権を有している更生担保権者に対して、当該担保権にかかる別表８－２「存続する担保権一覧表（有価証券を目的とする担保権）」の「新しい債権額」欄記載の金額を一括弁済する。

㋑　当該有価証券を目的とする担保権を有していた各更生担保権者の担保弁済額から、上記㋐の弁済額を差し引いた差額については、更生担保権とみなして追加弁済するものとする。

ウ　各有価証券の実質売却価額が当該有価証券を目的とする全ての担保権にかかる別表８－２「存続する担保権一覧表（有価証券を目的とする担保権）」の「新しい債権額」欄記載の金額の合計額と同じか又はそれを下回る場合

㋐　当該有価証券を目的とする担保権を有している更生担保権者に対して、担保弁済額を一括弁済する。

㋑　上記㋐の弁済時に、確定更生担保権額から、上記㋐に基づく弁済額を控除した残額について免除を受ける。

第４款　リース物件にかかる更生担保権

１　確定債権

10件　7,763,015円

別表４－４（リース物件にかかる更生担保権）

２　権利の変更及び弁済方法

別表４－４「更生担保権弁済計画表（リース物件にかかる更生担保権）」記載のリース物件にかかる更生担保権は、確定更生担保権の全額を、更生担保権一括弁済日に一括弁済する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び納付方法

１　公租公課

⑴　届出債権

４件　3,307,500円及び額未定

別表５（公租公課）

（内訳）

①　本税額等　3,283,900円

②　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　23,600円

③　更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは当該決定日）までの延滞金等　額未定

④　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日以降に更生計画認可決定があるとき）　額未定

⑤　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等　額未定

⑥　督促手数料　額未定

⑵　権利の変更

ア　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等は、徴収の権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。

イ　更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは当該決定日）までの延滞金等は、全額につき免除を受ける。

ウ　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日以降に更生計画認可決定があるとき）は、徴収の権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。

エ　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等は、全額につき免除を受ける。

オ　免除の効果は、更生計画認可決定確定日に発生する。ただし、ア及びウについては当該日以後に徴収権者の同意が得られたときは当該同意が得られた日に発生するものとする。

⑶　納付方法

上記⑵による免除後の債権の全額を、優先的更生債権一括納付日に、一括して納付する。

２　労働債権

労働債権は存在しない。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１款　通常の一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

１　確定債権

26件　834,597,748円及び額未定

別表６－１（通常の一般更生債権）

（内訳）

①　元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金債権　834,597,748円

②　更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権　額未定

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　別表６－１「一般更生債権弁済計画表（通常の一般更生債権）」記載の一般更生債権のうち、第１項②の部分については、更生計画認可決定日にその全額について免除を受ける。

⑵　別表６－１「一般更生債権弁済計画表（通常の一般更生債権）」記載の一般更生債権のうち、第１項①の部分については、２回に分けて弁済する。

⑶　第１回目の弁済

通常の一般更生債権に対する第１回目の弁済として、上記⑴の免除後の確定更生債権額の40％を、別表６－１「一般更生債権弁済計画表（通常の一般更生債権）」記載のとおり、一般更生債権第１回弁済日又は当該債権の本来の弁済期のいずれか遅い時期に弁済する。

⑷　第２回目の弁済

通常の一般更生債権に対する第２回目の弁済は、一般更生債権第２回弁済日に、下記の要領で行う。

記

①　弁済資金

更生会社が保有する現預金及びその他の資産の売得金又は売掛金等の回収金から、共益債権の支払も含めた更生会社の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用を控除した後の金額を弁済資金とする。

②　弁済の対象となる債権

個々の債権者が有する別表６－１「一般更生債権弁済計画表（通常の一般更生債権）」、別表６－２－１「一般更生債権弁済計画表（広島中央ゴルフクラブ会員預託金）」、別表６－２－２「一般更生債権弁済計画表（広島中央ゴルフクラブ会員預託金（退会者））」、別表６－３－１「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・正会員）」、別表６－３－２「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金・平日会員）」、別表６－３－３「一般更生債権弁済計画表（芸南カントリークラブ会員預託金（退会者））」、別表６－４「一般更生債権弁済計画表（ヴィラ塩江施設利用保証金）」記載の各確定更生債権額の合計額に全ての更生担保権不足額を加えた金額

なお、上記更生担保権不足額については、更生担保権として弁済の対象となる債権であり、第１節第２款第２項⑸エ㋑後段に従って弁済する。